

ケアプランセンターなないろ 重要事項説明書

ケアプランセンターなないろ（以下「当事業所」という）が行う居宅介護支援・介護予防支援について、契約を締結する前に知っておいて頂きたい内容を説明いたします。ご不明な点があれば遠慮なく質問をしてください。

【居宅介護支援（介護予防支援）を提供する事業者について】

事業者名称	i d e a l 株式会社
代表者氏名	石谷 彰吾
本社所在地 (連絡先等)	岡山県倉敷市林 808 番 3 号 電話番号：086-451-8345 FAX：086-451-8074
法人創立年月日	平成 3 0 年 8 月 8 日

【利用者に対するサービス提供を実地する事業所について】

事業所名	ケアプランセンターなないろ
事業所の指定番号	3370209805
所在地 (連絡先等)	岡山県倉敷市林 808 番 3 号 電話番号：086-451-8345 FAX：086-451-8074
営業日及 営業時間	月曜日～金曜日（年末年始 12/31～1/3 迄と祝祭日は休み） 8：30～17：30
実施地域	倉敷市
管理者及び相談者	山崎 康永
職員体制	管理者（主任介護支援専門員）常勤 1 名（兼務） 介護支援専門員 1 名以上（常勤）
事業の目的	介護保険法の理念に基づき利用者がその有する能力に応じ自立した生活が送れるよう、適切な指定居宅介護支援を提供することを目的とします。
運営方針	<p>1 利用者が要介護状態等になった場合においても、可能な限り住み慣れた地域で尊厳あるその人らしい生活を継続できるように利用者の立場に立った支援を行ないます。</p> <p>2 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき適切な保健医療サービス及び福祉サービスが施設等多様なサービスを多様な事業者や地域包括支援センターとの連携により、総合的かつ効果的に提供するように配慮し努めるものとします。</p> <p>3 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ち、利用者に提供されるサービスが特約の種類、特定の事業者に不当に偏することのないよう公正中立に行うものとします。</p>

【居宅介護計画・介護予防サービス計画の流れ】

1. 居宅サービス計画作成等サービス利用申し込み
2. 居宅介護支援・介護予防支援のサービス利用に該当する方と契約書を締結します。
3. 居宅サービス計画等作成依頼届出書を倉敷市へ提出します。
4. 利用者へアセスメントを行い、支援ニーズを特定します。
5. サービス計画の作成
利用者の自立に向けた目標志向型の居宅介護サービス計画・介護予防サービス計画の原案を作成します。
6. 利用者は担当者に対し、複数の居宅介護サービス・介護予防サービス事業所等の紹介を求めること、居宅介護サービス・介護予防サービス計画原案に位置付けた居宅介護サービス・介護予防サービス事業所等の選定理由の説明を求めることができます。
7. サービス担当者会議
利用者、家族、サービス提供事業所担当者等と、サービス計画の内容に関して共通認識を図るために会議を開催し、共通の目的を持ってサービスを提供していくための調整を行ないます。
7. モニタリングと評価を行い、その結果を次の提供サービスに繋げるようにします。
(居宅介護支援は少なくとも1か月に1回、介護予防支援は少なくとも3か月に1回)
8. 毎月の給付管理票の作成を行い、国民健康保険団体連合会に提出します。
9. 利用者の心身の状況に変化があった場合及び、居宅介護サービス計画・介護予防サービス計画の変更を希望される場合、必要に応じて居宅介護サービス計画・介護予防サービス計画の変更を行います。
10. 利用者からの申し出等、契約の終了要件に該当した場合は、居宅介護支援・介護予防支援のサービスは支援終了となります。

【秘密の厳守】

当事業所に所属する職員は、正当な理由なくその業務で知り得た利用者及び家族の秘密を漏らしてはならないことになっております。

また、退職後も同様であり、万が一秘密を漏らした場合は必要な処置を講じることになっております。サービス担当者会議において、利用者及び家族の個人情報を用いる場合には、利用者及び家族の同意をあらかじめ文書により得ることとします。

(この文書による同意書は、当事業所の居宅介護支援・介護予防支援契約時に説明し同意を得ることとします。)

【公平中立な対応】

サービスを利用する際に、複数事業所の紹介を求めることができます。また、介護予防サービス計画原案に位置付けた事業所を選定した理由の説明を求めることができます。

【サービス提供の記録】

当事業所は、居宅介護支援・介護予防支援の提供に関する記録を作成することとし、契約終了後5年間保管します。

利用者は、当事業所の営業時間内に、当該利用者に関するサービス提供の記録等について、必要な手続きを踏まえた上で閲覧または複写物の交付を実費負担で受けることができます。

【事故発生時の対応】

1. 介護予防支援提供時に、利用者に事故が発生した場合、速やかに市町村、当該利用者の家族等に連絡を行なう等の必要な措置を講じます。
2. 前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録します。
3. 利用者に対する居宅介護支援及び介護予防支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。(別紙1)

保険会社名	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
保険名	あんしん総合保険制度
保障の概要	当事業所職員が、業務の実施に際して万一利用者やその家族等の第三者にけがをさせてしまったり、財物を損壊させてしまった為に法律上の損害賠償責任を負った場合、その賠償によって生ずる損害を補償

【虐待防止について】

「高齢者虐待防止法」の趣旨・内容を踏まえ虐待の防止に努めます。虐待の防止のための指針を整備し、虐待防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合は速やかに利用者が居住する管轄の高齢者支援センター、倉敷市や関係機関へ連絡、対応策並びに再発防止できるように努めます。また事業所内に虐待防止に関する措置を適切に実施するための担当者を設置し、定期的に虐待防止委員会の開催、虐待防止のための従業員、新規採用職員に対する研修等（年1回以上）を実施します。

【身体拘束等の原則禁止】

当事業所は、サービス提供にあたっては、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束やその他の利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行いません。

当事業所は、緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記録します。

【業務継続へ向けた取り組み】

感染症や非常災害の発生時において、利用者へ居宅介護支援事業・介護予防支援事業の業務継続、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、業務継続計画に従って必要な措置を講じます。また、当事業所職員に対し業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

【情報の伝達】

入院時、当事業所担当職員の氏名、連絡先等を入院先の医療機関にお伝え下さい。

また医療系サービス利用の際、意見を求めた主治医等に対して、居宅介護支援サービス・介護予防支援サービス計画書の交付を行います。訪問介護及び訪問型サービス事業所から伝達された利用者の口腔に関する問題や服薬状況、モニタリング等の際に把握した利用者の状態等について、利用者の同意を得て主治医等に必要な情報伝達を行います。

【苦情相談窓口】

相談・苦情に対する常設窓口として担当者を設置します。

ケアプランセンター なないろ	所在地	倉敷市林 808 番 3 号
	担当者	管理者 山崎 康永
	電話番号	(086) 451-8345
	受付時間	8:30~17:30
倉敷市役所 介護保険課	所在地	倉敷市西中新田 640 番地
	電話番号	(086) 426-3343
	受付時間	8:30~17:15
岡山県国民健康保険団体連合会	所在地	岡山県岡山市北区桑田町 17 番 5 号
	電話番号	(086) 223-8811
	受付時間	8:30~17:00

【利用料金】

居宅介護サービス計画・介護予防サービス計画作成費等の介護報酬については下記の通りです。なお、厚生労働省の定める介護報酬の告示上の金額ですが、利用者負担はなく全額介護保険から支払われます。但し、利用者の介護保険料滞納等により、事業者が介護保険から利用料金に該当する給付を受領することができない場合は、下記の利用料金の全額を一旦お支払い下さい。

□居宅介護支援給付に関する利用料金

介護報酬及び加算内容	要介護 1・2	要介護 3・4・5
居宅介護支援費（1）	10,860 円	14,110 円
初回加算	3,000 円	
入院時情報連携加算（I）	2500 円	
入院時情報連携加算（II）	2000 円	
退院・退所加算（カンファレンス無）	4500 円/1回 6,000 円/2回	
退院・退所加算（カンファレンス有）	6,000 円/1回 7,500 円/2回 9,000 円/3回	
通院時情報連携加算	500 円	
緊急時等居宅カンファレンス加算	2,000 円/1回（月2回まで）	

□介護予防支援給付に関する利用料金

介護報酬及び加算内容	要支援 1・2
介護予防支援費	4,720 円
初回加算	3,000 円

【重要事項説明確認及び個人情報・情報提供同意書】

本書2通を作成し、利用者、当事業所が署名の上、1通ずつ保有するものとします。
別紙についての変更があった場合は随時書面を発行し説明をします。

当事業所は、居宅介護支援事業・介護予防支援事業の提供開始にあたり、本書面に基づいて上記重要事項を説明しました。

令和 年 月 日

事業所 住所 倉敷市林 808 番 3 号

事業者名 i d e a l 株式会社

事業所名 ケアプランセンターなないろ

説明者名 山崎 康永

私は、本書面に基づいて上記重要事項の説明を受け、居宅介護支援事業・介護予防支援事業の提供開始に同意します。また、居宅介護サービス計画・介護予防サービス計画に位置づけた（もしくは利用を検討している）居宅介護事業者、介護保険施設、主治医その他本事業の実施に必要な範囲で関係する者に対して、当事業所が把握している利用者及び家族の情報を必要に応じ提供することに同意します。

利用者 住所 _____

名前 _____ 印 _____

代筆者 住所 _____

名前 _____ 印 続柄 (_____)

家族代表者 住所 _____

名前 _____ 印 続柄 (_____)

【提供される情報】

要介護認定・要支援認定に係る調査内容、介護保険審査会による判定結果・意見、及び主治医意見書と同様に、利用者基本情報、支援経過、アセスメントシート等個人に関する記録など